

備考

右関係各組合は本同盟事業本部を中心として本年一月より毎月懇話会を開き、品質検査等に基づき行ったのであるが、愈々左の如き規約の下に各組合の同盟体と組織するに至った。

関東労働消費組合同盟規約

- 第一条 本同盟は関東労働消費組合同盟と稱し、事務所を東京労働同盟会に置く。
- 第二条 本同盟は日本労働総同盟、関東労働消費組合同盟の下の各関係各組合の組合員を主体として、各組合の利益を擁護すると共に、其の共同目的の實現を速かむるものとす。
- 第三条 本同盟は其の目的を達する為の順次左の事業を行ふ。
 - 一、加盟組合の共同利益とするべき仕入配給、経営の研求、品証、其の他の命令。
 - 二、綿織工場、生産品の信用上、共同仕入の進行。
 - 三、加工及生産工場の新設。

四、金融機關の設立

五、其の他共同利益の増進に必要なる一切の事業

第四条 前条の目的を達する為め各組合は二以上の出資をなすものとし、毎月五円につき

十日の間に五円ずつを納付するものとす。但し口は金百円以上各組合は其の資金の一割

以上を納付するものとす。

第五条 本同盟は、各組合の二以上の出資により、本同盟の財産の管理及其運用を協議し、三

分の出資をなすものとす。但し口は金百円以上各組合は其の資金の一割以上を納付するものとす。

第六条 本同盟は、各組合の二以上の出資により、本同盟の財産の管理及其運用を協議し、三

分の出資をなすものとす。

第七条 同盟本部は、各組合の二以上の出資により、本同盟の財産の管理及其運用を協議し、三

分の出資をなすものとす。但し口は金百円以上各組合は其の資金の一割以上を納付するものとす。

第八条 加盟各組合は、同時に本同盟の臨時に任じ臨時會議に出席し、各員は各